

船舶事故調査報告書

平成29年6月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成29年1月30日 08時08分ごろ以降の長崎県西海市瀬戸港の係留場所を出発した時刻～09時17分ごろの間）
発生場所	長崎県西海市瀬戸港（瀬戸港北東側の物揚場岸壁～同港焼島南西方の岸壁の間）
事故の概要	交通船第二海祐丸は、船長が落水して死亡し、プロペラ軸に曲損を生じた。
事故調査の経過	平成29年1月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	交通船 第二海祐丸、2.0トン NS3-403651（漁船登録番号）、個人所有 7.90m（Lr）×1.99m×0.70m、FRP ディーゼル機関、63.30kW、平成9年3月3日 第292-50362号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 47歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年9月2日 免許証交付日 平成24年8月31日 （平成29年9月1日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	プロペラ軸に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 3、視程 10km以上 海象：水温 約16℃、潮汐 上げ潮の末期 西海市には、1月29日16時17分に強風注意報が、20時42分に波浪注意報が発表され、いずれも本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成29年1月30日08時08分ごろ本船の運航会社（以下「A社」という。）の代表者に電話をした後、瀬戸港の北防波堤の東側に錨泊中の台船（長さ約30m、幅約12m、以下「本件台船」という。）の錆打ち作業を行う目的で、本船の係留場所である同港北東側の物揚場岸壁を出発した。

	<p>本船は、08時35分ごろ船首を南方に向けて北防波堤と^{かしゅう}榎浦防波堤との間をゆっくりと移動しているところを、物揚場岸壁の北西端から同僚に目撃された後、08時50分ごろ船首を南南西方に向けて榎浦防波堤南端付近にいるところを、交通船の棧橋（以下「交通船棧橋」という。）に停泊していた同船の機関長に目撃された。</p> <p>交通船の機関長は、09時00分ごろ本船が榎浦防波堤南方の焼島東岸沖に漂流して来ていたので機関故障を起こしたものと思い、船舶修理会社に救援を依頼した。</p> <p>船舶修理会社の代表者は、同社から従業員と共にフェリー発着場と交通船棧橋との中間付近を漂流している本船を認めたので、従業員2人を交通船棧橋の南東方に位置する‘大瀬戸ふれあい市前の岸壁’（以下「本件岸壁」という。）に出向かせるとともに大瀬戸町漁業協同組合に連絡した。</p> <p>船舶修理会社の従業員は、09時17分ごろ本件岸壁に漂着した本船に乗り込んで無人であることを確認した後、本船を近くの防波堤に係留した。</p> <p>大瀬戸町漁業協同組合職員は、防波堤に係留された本船に乗り込み、船名から所有者が判明したので、A社の代表者に連絡したのち、警察及び長崎海上保安部に通報を行った。</p> <p>船長は、10時29分ごろ焼島北東岸沖において、船長の捜索を行っていた同僚により、うつぶせ状態で浮いているところを発見され、搬送された病院で溺水の吸引による窒息と検案された。</p> <p>本船は、造船所で上架されたところ、プロペラ軸に‘物揚場岸壁から沖合に入れた錨に取っていた係留索’（以下「係留用索」という。）を巻き込んでおり、同軸に曲損が生じていた。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 切断した係留用索、写真2 本船、写真3 本件台船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、無人で発見された際、主機のクラッチが中立の位置に、スロットルレバーが低速の位置にあり、備え付けていたボートフック（^{かぎ}鉤付きの棒）がなかった。</p> <p>本船は、物揚場岸壁に係留する際は、船首部から岸壁のビットの係留索を取り、右舷船尾部を係留用索の途中に設けた浮体付近の係留索を取って係留していた。</p> <p>係留用索は、本事故後、途中で切断した状態で物揚場岸壁に漂着していた。</p> <p>船長は、1月28日A社代表者と2人で本船に乗船して本件台船に行った経験はあったが、単独で本船を操船するのは本事故当日が初めてであった。</p> <p>船長は、発見された際、防水型の携帯電話を所持しており、防寒着の上下及び厚手の靴下を着用していたが、靴は履いておらず、救命胴衣も</p>

	<p>着用していなかった。</p> <p>A社代表者は、28日、船長と共に本件台船に行った際、船長が係留索等の扱いに慣れていると思ったので、30日から船長を1人で本船に乗船させて本件台船の錆打ち作業を任せることにした。</p> <p>A社代表者は、30日08時08分ごろ船長から燃料油の状況についての問合せの電話を受けた際、本船の機関音が聞こえていたので、これから本船で物揚場岸壁を出発するものと思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水の吸引による窒息であった。</p> <p>本船は、1月30日08時08分ごろ以降に物揚場岸壁を出発した後、09時17分ごろ本件岸壁で無人であることが確認されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、プロペラ軸に切断した係留用索を巻き込んでいたこと、船首を南方に向けて北防波堤と榎浦防波堤との間を移動していたこと、及び本船に備え付けていたポートフックがなかったことから、船長が、本件台船に向かう途中でプロペラ軸に巻き込んだ係留用索を外そうとして落水した可能性があると考えられるが、落水及び溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、瀬戸港において、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の暴露甲板に乗船している場合、救命胴衣の着用を努めるとともに、適切な着用を心掛けること。

付図1 事故発生場所概略図

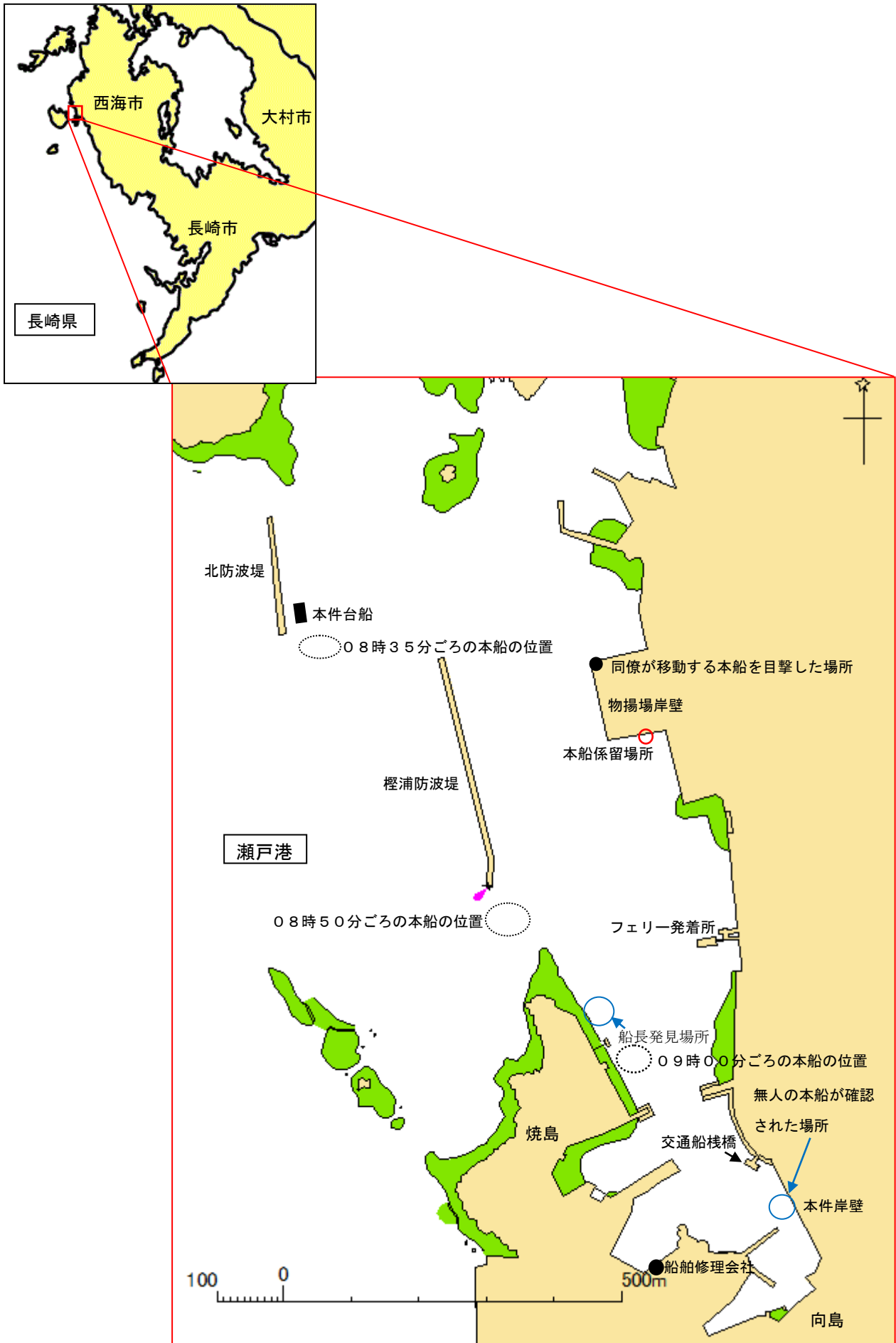


写真1 切断した係留用索



写真2 本船



写真3 本件台船

